

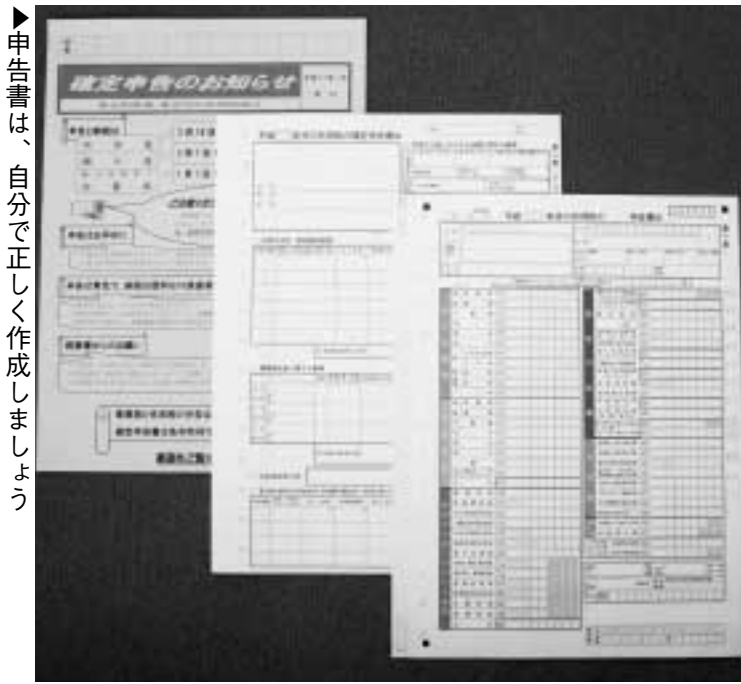
2月は政府の呼びかけによる
省エネルギー月間です



一年を通してご家庭でたくさん電気が使われている家電製品のトップ4は
①エアコン
②冷蔵庫
③照明器具
④テレビ
地球環境を考えて、省エネしてね!

ほくは、安全工しちゃん

財団法人 関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp



申告書は、自分で正しく作成しましょう

東金税務署からお知らせ 確定申告を忘れず！

申告期限が間近になると、税務署や役場の申告相談会場はたいへん混雑しますので、早めに申告を済ませましょう。

消費税・地方消費税の確定申告が必要な方は…

消費税の課税事業者は、3月31日(木)までに平成16年度の消費

税の課税事業者の方は、3月31日(木)までに平成16年度の消費

費税および地方消費税の確定申告書を提出するとともに、納税をしなければなりません。また、申告書には課税期間中の課税売上げの額および課税仕入れ等の税額の明細を記

載した書類(付表)の添付が必要となります。

課税事業者
平成14年中(基準期間)の課税売上高が3千万円を超えている事業者
これ以外の事業者で、消費

税課税事業者選択届出書を提出した事業者

譲渡所得(所得税)の確定申告が必要な方は…

平成16年度中に土地(借地権)、建物などの不動産やゴルフ会員権および株式などの資産を売った方は、譲渡所得について所得税の申告が必要です。

分離課税として申告

不動産を売ったり、交換したり、買い換えたり、あるいは国や地方公共団体などに公共事業等のために買い取られた場合および株式の譲渡所得

▼申告方法Ⅱ所得税の確定申告書B(第一表・第二表)および第三表(分離課税用)の用紙を使用して、給与・事業・不動産などの他の所得と



東金税務署 ☎(52)3121

にせ税理士にご注意を

納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・税務相談は税理士以外に行ってはならないことになっています。ところが、確定申告の時期には、税金の申告手続きなどを税理士に依頼される方が多いこと便乗して、税理士でない人が申告書の作成などを行うことがあります。

このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した方に迷惑がかかる結果になることが多いので、ご注意ください。

東金税務署 ☎(52)3121

人権擁護委員を紹介します

人権擁護委員は、地域住民の中から市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された方々です。

- ・人権擁護委員(敬称略)
- ・石井清一(駒込)
- ・橋本玲子(大網)
- ・内山峰子(細草)
- ・片岡和夫(清名幸谷)

予防接種

◇BCG予防接種を未接種の方
4月1日から結核予防法の改正により、満6カ月以上の方はBCG予防接種を受けられなくなりま

す。満4歳未満でこれまで対象となり、通知があった方で、未接種の方はご連絡ください。

◇私立学校等に在学の方
町外の私立小・中学校等に

在学の方は、次の予防接種が対象となります。該当される方はご連絡ください。

●対象
・小学校6年生…二種混合
・小学校4年生、中学3年生
・日本脳炎

東金健康福祉課健康指導係 ☎(72)8321

在宅介護支援センターだより② 「成年後見制度をどう存じますか？」

平成12年4月に介護保険制度の発足とともに成年後見制度がスタートしました。

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方の財産管理や生活上の契約などを後見人が代理する制度です。

判断能力が衰えた方に対し、親族等の申し立てで家庭裁判所が決定する「法定後見」と、本人に判断能力があるうちに契約を結んでおく「任意後見」があります。

◆法定後見制度の利用が考えられる方
・判断能力が不十分な状態にあるため、自己に不利益な契約であってもその判断ができずに契約してしまうおそれのある方。

◆任意後見制度の利用が考えられる方
・将来、判断能力が不十分な状態になったときに備えて、判断能力のあるうちに、あらかじめ財産の管理や身上のことに配慮する人を自ら決めておきたい方

最高裁によると、昨年度の成年後見関係の申し立ては、

17、086件に達し、制度ができた平成12年度と比べると2倍近く増加しています。

ただ、認知症の高齢者が150万人程度いるとされる状況からみると普及はまだまだといえます。平成27年には、認知症の高齢者は、250万人に達するとされており、成年後見制度を理解し、活用することがますます重要になってくると考えられます。

※「痴呆」という表現は、「何も分からず、何もできない」との誤解を招きやすく、早期診断を妨げる一因との指摘があったため、厚生労働省の「痴呆に替わる用語に関する検討会」で、新たな呼称が検討され「認知症」との呼び方に改められました

東金健康福祉課健康指導係 ☎(72)8321

在宅介護支援センター
おおみ緑の里 ☎(73)5146
杜の街 ☎(70)1666

地域で築こう！薬物乱用を許さない社会環境づくり

2月は千葉県薬物乱用防止広報強化月間です。県では、平成16年上半期の薬物事犯により424人が検挙され、未成年者の検挙者も後を絶ちません。また、昨今は大麻やMDMA等の錠剤型合成麻薬が大量に押収されるなど乱用薬物の多様化も進んでいます。

こうした若年層への広がり、外国人密売グループなどが薬物を街頭などで売りさばいたり、インターネットや携帯電話などの情報通信手段により密売したりするなど、一般の人たちに簡単に手に入りやすくなっていることが一因となっています。さらに、「1回だけなら平気だろう」と、覚せい剤や麻薬を気軽に使用してしまう人がいます。しかし、薬物は一度でも使用すれば、自分たちの力では、やめられなくなるという性質があります。

ちょっとした好奇心で薬物に手を出したばかりに、脳や神経が侵され、二度と元の健康な身体を取り戻すことができなくなります。幻覚が現れて他人を傷つけてしまうこともあり、家族や社会に大きな迷惑をかけます。

一人ひとりが、薬物の危険性を正しく理解し、地域が一体となって薬物乱用を絶対に許さない社会環境をつくるのが大切です。

相談機構 県庁薬務課 ☎043(223)2620
山武健康福祉センター ☎(54)0611